

「パートナーシップ構築宣言」

当事務所は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

オープンイノベーションにより土業をはじめ様々業種業態から情報を収集し、業務の革新を図り、多様な事業者と連携を可能とすることで、各種支援業務を強化し発展させます。

b. 専門人材マッチング

外国人材、特に高度人材を我が国で活躍できるよう、その環境整備について申請取次業務を通じそれに寄与します。またそこで得たノウハウにより、優良な外国人材とのマッチングを積極的に実施し、個人事業主・中小（小規模）事業者の経営発展に寄与します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また提携の他土業や他業種の方々と協力・連携を密にし、業務の充実を図るとともに、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請および提携事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請および提携事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親および主体事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

① 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

② 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請および提携事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請および提携事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

顧客に対して最良・最適なサービスが提供できるよう、相互信頼構築できるよう報告・連絡・相談を密に行い、適正な業務執行をいたします。

2022年7月17日

行政書士事務所VERDE

代表・行政書士 山本 謙

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。